議案第６１号

上越市吉川スカイトピア遊ランド条例の一部改正について

上越市吉川スカイトピア遊ランド条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成３１年２月２８日提出

上越市長　　村　山　秀　幸

上越市吉川スカイトピア遊ランド条例の一部を改正する条例

上越市吉川スカイトピア遊ランド条例（平成１６年上越市条例第１１１号）の一部を次のように改正する。

別表⑴の表上限額の欄を次のように改める。

上限額
７，２６０円
６，０５０円
５３０円
１，０５０円

別表⑵の表上限額の欄及び摘要の欄を次のように改める。

上限額	摘要
１，０５０円	利用時間が１時間に満たないときは、１時間として計算する。
７００円	
１，０５０円	
４５０円	・入浴施設の利用料金を含む。 ・３歳未満の乳幼児は、無料とする。
３００円	

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成３１年１０月１日から施行する。

（適用区分）

２　改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例による。